

きたうら

村の人口と世帯

昭和50年10月末日住民基本台帳調

			前月比
人	口	11,169	減 1
男		5,541	減 2
女		5,628	増 1
世帯数		2,379	減 1

昭和50年11月20日発行 第177号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915-2111



(自分の掘ったイモをくらべて自慢する園児)

みのりの秋に、いも掘りを楽しむ

それっ、ちっちゃなおてが土を掘る。みんな夢中になって土を掘る。手も服もまっくろけ。あっちから、こっちから、土の中から顔を出したサツマイモに歓声があがる。どんどん掘ってゆく。「ぼくの、こんなに大きいよ」「あらあたしのほうが大きいよ」…でもかわいそうなのは、小さなおイモさん。大きいのはばかり取って、小さいのはみんなすてられる。

袋いっぱいにつめたサツマイモをかかえての帰りが、またたいへん。ふうふういいながら、袋から落ちたイモをひろっていました。

このサツマイモ畑は、根本侃之助さん(山田)が北浦幼稚園の園児に提供してくれたもので、とてもすばらしい贈りものでした。(写真は幼稚園の提供です)

これ、ぼくがほったんだぞ

火災・交通事故による負傷・急患は

☎ 02997(麻生)ー2ー1056 (広域消防行方北部署)へ

広域消防行方北部署では(麻生町の仮庁舎に常設)消防と急救の業務を行なっています。もし、火災が発生したり、交通事故による負傷者、家族ではどうしようもない急患者がでた場合などに利用してください。

北浦村議会

第三回定例会

第三回定例会は、九月十六日から四日間の会期で開かれました。

■議案第30号

北浦村消防費に於て金条例を廃止する条例について
茨城県市町村総合事務組合が、昭和五十年七月一日発出したことに伴って、従前村で行なっていた消防費に於て金に係る事務は、共同処理できるようにするため、村の条例を廃止しました。

■議案第31号

北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
要小学校防音改築事業に伴い、北浦村公民館要分館の位置を変更しました。

■議案第32号

北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
新しい位置は、大字小幡字明智田七二一―一になりました。

要分館の位置が変更されたことにより改正が行なわれたもので、掲示場の位置が、現在建築中の場所に移されました。

■議案第33号

昭和五十年年度北浦村一般会計補正予算について
一般会計の補正を行なったもので、総額三百六十一万七千七百九十円を、歳入歳出それぞれ九億四千六百四十四万六千円となりました。

主な歳出については、つぎのとおりです。

○総務費

電子コピー管理委託料 五十一万一千円

カープミラー設置工事請負費 十七万五千円

家屋調査済証ステッカー九万四千円

国勢調査・農業センサス費 八万八千円

駐在所バイク等修繕料・他 五万八千円

○民生費 五万八千円

身体障害者用広報発行負担金 三万四千円

村保護司研修会補助金 三万四千円

キャビネット・他 三万七千円

○衛生費 三万七千円

ごみ捨て場道路土盛整地請負費 五十五万三千円

移動保健所開設の食糧費七万七千円

○農林水産業費 二十万一千円

樹木苗購入費 二十二万九千九百九十九円

農振整備計画管理地域確認報償金等 三万六千円

農業用水施設費補助金 八万三千円

植栽管理検討会・他 八万三千円

○土木費 七百五十万四千円減
荷下橋架替工事費 七十五万四千円減

小貫一七七号線舗装工事費 四十二万八千八百円減

○消防費 二十四万八千八百円減

消防費に於て金負担金 十萬五千円

○教育費 三十八万九千九百九十九円

全国青年大会出場費 三十八万九千九百九十九円

学校給食用備品購入費・臨時備入賃金 五十二万一千円

要公民館井戸ポンプ取付工事請負費 七万九千九百九十九円

雨もり修理工事請負費等 二十一万一千円

放送施設等備品購入費 十五万二千円

消耗品費等 三十二万二千円

汚水被害補償金 九万四千円

請願審査報告について

請願されたものについて委員会

で審査を行なった結果、つぎのようになりまし。

○受理番号3・4

道路セメント舗装に関する請願

(長野江、高柳幸司外十五名)

審査結果 不採決

○受理番号5

道路改良舗装に関する請願

(小幡、掛田良雄外一名)

審査結果 採決

○受理番号6

村道改良工事に関する請願(次木、額賀勝)

審査結果 採決

【一般質問】

一般質問の要旨については、つぎのとおりです。

村振興計画の必要性について

■田直義議員

まず第一番目に村振興計画について質問いたします。

昨年度までは、村振興三ヶ年計画の振興計画がなされておりましたが、本年度は情勢の悪化に伴いまして見送ろうということをやっておりますが、やはり振興計画の必要は大いにあるのではないかと考えるものであります。

短期計画をたてるばかりでなく、長期計画ももちろんあると思いますので、村長の見解をうかがいます。

村長 振興計画の必要性については、お説の通りであります。実施計画は経済情勢の変動によりまして、本年一年見送ろうということとを皆さんにお話ししたわけでありまして、もちろん、計画というものは、北浦村の基本というものは立却して、堅実な村政の歩みをするために必要なものであります。従来、四十五名の審議委員により出されたわけでありまして、それは昭和五十二年までの指針を打出したわけでありまして、すでに時代も変わりました。新たな構想を加えて、昭和五十二年から五十五年までの五年間の計画として、三年間の実施計画として、今から準備中でありまして、従来からの指導等もあつたわけでありま

村営住宅の建設について

■田直義議員

第二番目に、村営住宅の建設についてであります。現在、小舟津に教職員住宅が十戸ほどありますが、やはり、一般の方でも入れる住宅が必要ではないかと考えるものであります。

一般の人でも住宅難に苦勞してゐる方もあり、要望も強いので、村でも建設計画があればよいのではないかと考えるものであります。村長の考え方をうかがいます。

村長 ご説のように、確かに住宅問題が必要であります。非常に経費のかかる問題でありまして、村としても、そういう考えが全くないわけではございません。一般住宅にしろ教職員住宅にしろ、これらの建設には、補助金、起債を相当充当しなければならず、現在、財政的にも非常にきつうくつでありまして、よく検討いたしまして、幾分なり期待にそうよういたしたいと思ひます。

北浦村議会

第三回定例会

第三回定例会は、九月十六日から四日間の会期で開かれました。

■議案第30号

北浦村消防費に於て金条例を廃止する条例について
茨城県市町村総合事務組合が、昭和五十年七月一日発出したことに伴って、従前村で行なっていた消防費に於て金に係る事務は、共同処理できるようにするため、村の条例を廃止しました。

■議案第31号

北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
要小学校防音改築事業に伴い、北浦村公民館要分館の位置を変更しました。

■議案第32号

北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
新しい位置は、大字小幡字明智田七二一―一になりました。

要分館の位置が変更されたことにより改正が行なわれたもので、掲示場の位置が、現在建築中の場所に移されました。

■議案第33号

昭和五十年年度北浦村一般会計補正予算について
一般会計の補正を行なったもので、総額三百六十一万七千七百九十円を、歳入歳出それぞれ九億四千六百四十四万六千円となりました。

主な歳出については、つぎのとおりです。

○総務費

電子コピー管理委託料 五十一万一千円

カープミラー設置工事請負費 十七万五千円

家屋調査済証ステッカー九万四千円

国勢調査・農業センサス費 八万八千円

駐在所バイク等修繕料・他 五万八千円

○民生費 五万八千円

身体障害者用広報発行負担金 三万四千円

村保護司研修会補助金 三万四千円

キャビネット・他 三万七千円

○衛生費 三万七千円

ごみ捨て場道路土盛整地請負費 五十五万三千円

移動保健所開設の食糧費七万七千円

○農林水産業費 二十万一千円

樹木苗購入費 二十二万九千九百九十九円

農振整備計画管理地域確認報償金等 三万六千円

農業用水施設費補助金 八万三千円

植栽管理検討会・他 八万三千円

○土木費 七百五十万四千円減
荷下橋架替工事費 七十五万四千円減

小貫一七七号線舗装工事費 四十二万八千八百円減

○消防費 二十四万八千八百円減

消防費に於て金負担金 十萬五千円

○教育費 三十八万九千九百九十九円

全国青年大会出場費 三十八万九千九百九十九円

学校給食用備品購入費・臨時備入賃金 五十二万一千円

要公民館井戸ポンプ取付工事請負費 七万九千九百九十九円

雨もり修理工事請負費等 二十一万一千円

放送施設等備品購入費 十五万二千円

消耗品費等 三十二万二千円

汚水被害補償金 九万四千円

請願審査報告について

請願されたものについて委員会

で審査を行なった結果、つぎのようになりまし。

○受理番号3・4

道路セメント舗装に関する請願

(長野江、高柳幸司外十五名)

審査結果 不採決

○受理番号5

道路改良舗装に関する請願

(小幡、掛田良雄外一名)

審査結果 採決

○受理番号6

村道改良工事に関する請願(次木、額賀勝)

審査結果 採決

【一般質問】

一般質問の要旨については、つぎのとおりです。

村振興計画の必要性について

■田直義議員

まず第一番目に村振興計画について質問いたします。

昨年度までは、村振興三ヶ年計画の振興計画がなされておりましたが、本年度は情勢の悪化に伴いまして見送ろうということをやっておりますが、やはり振興計画の必要は大いにあるのではないかと考えるものであります。

短期計画をたてるばかりでなく、長期計画ももちろんあると思いますので、村長の見解をうかがいます。

村長 振興計画の必要性については、お説の通りであります。実施計画は経済情勢の変動によりまして、本年一年見送ろうということとを皆さんにお話ししたわけでありまして、もちろん、計画というものは、北浦村の基本というものは立却して、堅実な村政の歩みをするために必要なものであります。従来、四十五名の審議委員により出されたわけでありまして、それは昭和五十二年までの指針を打出したわけでありまして、すでに時代も変わりました。新たな構想を加えて、昭和五十二年から五十五年までの五年間の計画として、三年間の実施計画として、今から準備中でありまして、従来からの指導等もあつたわけでありま

村営住宅の建設について

■田直義議員

第二番目に、村営住宅の建設についてであります。現在、小舟津に教職員住宅が十戸ほどありますが、やはり、一般の方でも入れる住宅が必要ではないかと考えるものであります。

一般の人でも住宅難に苦勞してゐる方もあり、要望も強いので、村でも建設計画があればよいのではないかと考えるものであります。村長の考え方をうかがいます。

村長 ご説のように、確かに住宅問題が必要であります。非常に経費のかかる問題でありまして、村としても、そういう考えが全くないわけではございません。一般住宅にしろ教職員住宅にしろ、これらの建設には、補助金、起債を相当充当しなければならず、現在、財政的にも非常にきつうくつでありまして、よく検討いたしまして、幾分なり期待にそうよういたしたいと思ひます。

北浦村議会

第三回定例会

第三回定例会は、九月十六日から四日間の会期で開かれました。

■議案第30号

北浦村消防費に於て金条例を廃止する条例について
茨城県市町村総合事務組合が、昭和五十年七月一日発出したことに伴って、従前村で行なっていた消防費に於て金に係る事務は、共同処理できるようにするため、村の条例を廃止しました。

■議案第31号

北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
要小学校防音改築事業に伴い、北浦村公民館要分館の位置を変更しました。

■議案第32号

北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
新しい位置は、大字小幡字明智田七二一―一になりました。

要分館の位置が変更されたことにより改正が行なわれたもので、掲示場の位置が、現在建築中の場所に移されました。

■議案第33号

昭和五十年年度北浦村一般会計補正予算について
一般会計の補正を行なったもので、総額三百六十一万七千七百九十円を、歳入歳出それぞれ九億四千六百四十四万六千円となりました。

主な歳出については、つぎのとおりです。

○総務費

電子コピー管理委託料 五十一万一千円

カープミラー設置工事請負費 十七万五千円

家屋調査済証ステッカー九万四千円

国勢調査・農業センサス費 八万八千円

駐在所バイク等修繕料・他 五万八千円

○民生費 五万八千円

身体障害者用広報発行負担金 三万四千円

村保護司研修会補助金 三万四千円

キャビネット・他 三万七千円

○衛生費 三万七千円

ごみ捨て場道路土盛整地請負費 五十五万三千円

移動保健所開設の食糧費七万七千円

○農林水産業費 二十万一千円

樹木苗購入費 二十二万九千九百九十九円

農振整備計画管理地域確認報償金等 三万六千円

農業用水施設費補助金 八万三千円

植栽管理検討会・他 八万三千円

○土木費 七百五十万四千円減
荷下橋架替工事費 七十五万四千円減

小貫一七七号線舗装工事費 四十二万八千八百円減

○消防費 二十四万八千八百円減

消防費に於て金負担金 十萬五千円

○教育費 三十八万九千九百九十九円

全国青年大会出場費 三十八万九千九百九十九円

学校給食用備品購入費・臨時備入賃金 五十二万一千円

要公民館井戸ポンプ取付工事請負費 七万九千九百九十九円

雨もり修理工事請負費等 二十一万一千円

放送施設等備品購入費 十五万二千円

消耗品費等 三十二万二千円

汚水被害補償金 九万四千円

請願審査報告について

請願されたものについて委員会

で審査を行なった結果、つぎのようになりまし。

○受理番号3・4

道路セメント舗装に関する請願

(長野江、高柳幸司外十五名)

審査結果 不採決

○受理番号5

道路改良舗装に関する請願

(小幡、掛田良雄外一名)

審査結果 採決

○受理番号6

村道改良工事に関する請願(次木、額賀勝)

審査結果 採決

【一般質問】

一般質問の要旨については、つぎのとおりです。

村振興計画の必要性について

■田直義議員

まず第一番目に村振興計画について質問いたします。

昨年度までは、村振興三ヶ年計画の振興計画がなされておりましたが、本年度は情勢の悪化に伴いまして見送ろうということをやっておりますが、やはり振興計画の必要は大いにあるのではないかと考えるものであります。

短期計画をたてるばかりでなく、長期計画ももちろんあると思いますので、村長の見解をうかがいます。

村長 振興計画の必要性については、お説の通りであります。実施計画は経済情勢の変動によりまして、本年一年見送ろうということとを皆さんにお話ししたわけでありまして、もちろん、計画というものは、北浦村の基本というものは立却して、堅実な村政の歩みをするために必要なものであります。従来、四十五名の審議委員により出されたわけでありまして、それは昭和五十二年までの指針を打出したわけでありまして、すでに時代も変わりました。新たな構想を加えて、昭和五十二年から五十五年までの五年間の計画として、三年間の実施計画として、今から準備中でありまして、従来からの指導等もあつたわけでありま

村営住宅の建設について

■田直義議員

第二番目に、村営住宅の建設についてであります。現在、小舟津に教職員住宅が十戸ほどありますが、やはり、一般の方でも入れる住宅が必要ではないかと考えるものであります。

一般の人でも住宅難に苦勞してゐる方もあり、要望も強いので、村でも建設計画があればよいのではないかと考えるものであります。村長の考え方をうかがいます。

村長 ご説のように、確かに住宅問題が必要であります。非常に経費のかかる問題でありまして、村としても、そういう考えが全くないわけではございません。一般住宅にしろ教職員住宅にしろ、これらの建設には、補助金、起債を相当充当しなければならず、現在、財政的にも非常にきつうくつでありまして、よく検討いたしまして、幾分なり期待にそうよういたしたいと思ひます。

北浦村議会

第三回定例会

第三回定例会は、九月十六日から四日間の会期で開かれました。

■議案第30号

北浦村消防費に於て金条例を廃止する条例について
茨城県市町村総合事務組合が、昭和五十年七月一日発出したことに伴って、従前村で行なっていた消防費に於て金に係る事務は、共同処理できるようにするため、村の条例を廃止しました。

■議案第31号

北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
要小学校防音改築事業に伴い、北浦村公民館要分館の位置を変更しました。

■議案第32号

北浦村公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
新しい位置は、大字小幡字明智田七二一―一になりました。

要分館の位置が変更されたことにより改正が行なわれたもので、掲示場の位置が、現在建築中の場所に移されました。

■議案第33号

昭和五十年年度北浦村一般会計補正予算について
一般会計の補正を行なったもので、総額三百六十一万七千七百九十円を、歳入歳出それぞれ九億四千六百四十四万六千円となりました。

主な歳出については、つぎのとおりです。

○総務費

電子コピー管理委託料 五十一万一千円

カープミラー設置工事請負費 十七万五千円

家屋調査済証ステッカー九万四千円

国勢調査・農業センサス費 八万八千円

駐在所バイク等修繕料・他 五万八千円

○民生費 五万八千円

身体障害者用広報発行負担金 三万四千円

村保護司研修会補助金 三万四千円

キャビネット・他 三万七千円

○衛生費 三万七千円

ごみ捨て場道路

今年の稲作転換実績は九二ha

奨励金総額三一・九五万円

昭和四十六年度から五十年年度の間に、農家の皆さんのご理解とご協力により八十八ha（うち水田休耕約二十ha）の転換実績をあげ目標に対して毎年百％前後の高い達成率でした。

休耕は、昭和四十八年度で奨励金が打ち切られたわけですが、四十九年度以降現在まで、水田に復帰していない面積は約十ha前後が推定されます。現在の国内食糧需給状況からも、土地利用対策が必要であり、水田に復帰できるように、国の政策的な手当が望まれています。

概算金千六百万円は
九月下旬交付される

概算金は、稲作転換を実施した数量一kg当りに四十円を乗じた金額（十a当り約一万七千円前後）が、概算として九月下旬に交付され、農協の個人口座へ振込まれました。

残りの実施数量一kg当り二十八円と種別別の加算金（十a当り五千円・一万円）は、一月下旬から二月上旬頃に精算により、概算私と同じ方法で個人に交付されます。

昭和五十一年度以降の
稲作転換は？

現在、農林省で検討中ですが、①総合的に食糧需給を目指す。②水田利用対策を推進する。などを基本的な考えとして今後も継続さ模様です。

たばこも作ってみませんか!!

たばこは有利な作物になりました。四十九年度の大巾な買入価格の引き上げにより、他作物にない安定した高収入が得られます。

四十九年度最高取得者、七百四十六万円（十a当り平均は、耕作面積九十九アール、代金二百六十九万円（十a当り平均は、二十七万円））買入価格は、本年度も引き上げられました。

たばこ作りを始めるには、今が絶好のチャンスです。苗床、乾燥施設等の建設に対する補助は、五十二年まで終了する予定です。有利な補助（基準事業費に対し、共同二分の一、個人三分の一）を受けて、たばこを耕作してはいかがですか。

な。個人で乾燥施設を建設する場合の耕作面積の規制はありません。他作物に比較しても、たばこ作

せ、一応三年間をめぐり、昭和五十三年度に見直す方針のようである。

奨励補助金等については、現在十a当たり平均三万五千円（永年四万円）＋協力特別交付金計約四万円であるが、検討中の中味は、平均四万円として、養魚地、協力特別交付金等が除かれるようであるが、金額的にはほぼ同じになる模様です。

りはやさしくなり、手間がかからなくなりました。

新型のバルク乾燥室を一度見てください。従来のイメージは吹き飛ばします。従来の三分の一の労力で良質葉ができます。

また、技術革新により、「苗作りは共同によるポット育苗」「本畑は高畦による改良マルチ栽培」の導入により、機械力の利用で大面積耕作が楽にできます。

災害に対する補償、その他、他作物にない、有利な点があります。

どこへ捨てますか その、あき缶

生活の向上に伴い、ゴミの量が急増し、その対策が大きな問題になっていきます。

特に、これらの中でも、「あき缶」は、手軽な飲料水として便利であるため、大量消費によって新しい「ゴミ公害」となっています。

行楽地はもちろん、どこをみても捨てられているのが現状です。道路や側溝、田の中にも捨てられています。

美しい環境、だれもが不快のないよう、あき缶の投げ捨ては絶対やめましょう。



農地等の相続税について

納税猶予制度のあらまし

農地等の相続人が農業を承継して営む場合には、相続又は遺贈により取得した農地等の価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地等として取引される場合に通常成立すると認められる価格（農業投資価格という）を超える部分に、①その農業相続人が死亡した場合、②その農業相続人が、農地等の全部を生前一括贈与した場合、③当該相続税の申告期限後二十年を経過する日まで農業を継続した場合に、その納税猶予に係る相続税を免除する制度が新しく創設されました。

この相続税の納税猶予制度は、つぎのとおりです。
1 納税猶予の適用を受けられる被相続人及び相続人の要件
(1) 被相続人の要件
つぎのいずれかに該当する者です。
イ 死亡の日まで農業を営んでいた個人
ロ 措置法第七〇条の四に規定する農地等の生前一括贈与をした個人。（死亡時まで贈与税の納期限の延長の適用を受けていた場合に限り。）
(2) 相続人の要件
相続人は被相続人から相続又は遺贈により取得した農地等

について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引続き農業経営を行なうと認められる者。
2 納税猶予の対象となる農地等について
(1) 納税猶予の対象となる農地等は、相続税の申告期限までに相続人が遺産分割により取得した農地、採草放牧地、準農地のうち、相続税の期限内申告書に納税猶予の適用を受ける旨の記載のあるものに限定されています。
相続、遺贈によって取得した農地等であっても、相続税の申告期限までに分割されていない農地等は納税猶予の対象となりません。
(2) 贈与税の納期限の延長の特例の適用を受けた生前一括贈与の農地等は、相続又は遺贈によって取得したものとみなされることから、納税者の選択により、その農地等も納税猶予の対象とすることができ

ます。
以上が納税猶予の特例の概要ですが、この特例は、昭和五十一年一月一日以後の相続、遺贈による相続税について適用されます。くわしくは税務署にお尋ねください。

寄贈

幼稚園へ
○ぞうきん百四十五枚
山田西白寿会（会長溝口保さん）
○観賞用鯉七匹
内宿 清水継夫さん
○タイヤ三十本
山田 森弘さん
○屋外用時計一個
山田 横瀬進一さん
津澄小学校へ
○ジュウシマツ五羽
山田 金子竹勝さん
○石灰二十袋
山田 山野堅さん
○ぞうきん百六十枚・ほうき十五本
吉川老人会（会長松信義貞さん）
○ブルーサイド用天幕一張
昭和五十年度卒業生一同・金二万円
斎藤照義さん・金一万円
真家安善さん・同山野堅さん・同大平旭さん・同原亮さん・同金三千五百円
沼里こうさん・同谷川すい子さん・同横瀬明子さん・同根本シズイさん・同矢口ふみさん・同山野弥生さん
新城小学校へ
○ぞうきん百八十五枚・ホウキ三十本
次木千歳老人会（会長嶋迪哉さん）

新城小 こども郵便局

郵政大臣賞を受賞

自主的活動が認められる

新城小学校こども郵便局が、優秀こども郵便局として「郵政大臣賞」として表彰され、十月三十日に東京において、その受賞式が行なわれました。

受賞式には、こども郵便局を代表して、局長の宮内芳孝君（六年）が出席、関東甲信越静の代表として受賞しました。

新城小学校こども郵便局は、郵便局から直接運営してもらっているところが多いなかで、こども郵便局が中心となって、特別教育活動として、自主的に活動している努力が認められたものです。現在、七人の局長を中心となり、月一回のこども郵便局を開いています。児童は全員加入しています。

このこども郵便局が開かれるようになってから、児童の意識も自然とかわってききました。むだをなくし、貯金にまわそうということと同時に、おこづかいをもらうために、家事をよく手伝うようになり、児童の中にも、協力心・責任感や誠実が強くなったという事です。



▲賞状とタテを手に郵政大臣賞受賞を喜ぶ局長と先生

田園都市建設事業を広く普及させる趣旨で、県の田園都市協会主催による作文コンクールが行なわれ、中学生の部では、昨年に引き続き、一年生の成田征都君が一位に入賞。また二年生の桂木陽子さんは佳作に入選しました。小学生の部では、桂木道子さんがお姉さんとともに佳作に入選しました。そして、十七日に開かれた田園都市建設推進研究大会において表彰を受けました。（作文についてはつぎの機会に連載します。）

行方郡美術展が開かれます

期 目 12月1日～12月7日
種 目 洋画・書道・写真
会 場 潮来町・潮来旧郵便局

どうぞ、おさそいあわせのうえ
ごらんになってください。

点字広報を発行
目の不自由な方も広報が読めるようにと、点字の広報をつくりお配りしました。これは、現在発行されている「広報きたうら」を点訳したもので、先の第一七六号より始めました。

こういうことは法律で禁止されました

政治家や候補者などにお祭りや運動会などの寄付をねだると法律違反になります。選挙区内の人に寄付をすることは法律で禁止されました。いつ、いかなる場合でも、また選挙に関係あるなしにかかわらず、名義がどのようになっているても、お祭りなどの寄付、お葬式の時の花輪や香典、お中元やお歳暮、開店祝いのお花輪や入学祝い、卒業祝いのお金や品物などを贈ることはできません。



出産・入学・卒業のお祝い品やお祝いのお金



お中元やお歳暮



お祭りなどの寄付、お酒など



旅行のお膳別



団体旅行の寄付や差し入れ



結婚のお祝い金やお祝い品



落成式や開店祝いの花輪



お葬式の香典、花輪、供花



食事やおみやげ



集会などの飲食代

贈ってはいけません
求めてはいけません
受けとってははいけません

防火対策はできていますか

本年も、秋の全国火災予防運動を実施しますが、今回は全国いっせい実施事項の重点を「わが家の防火診断」「危険施設の安全管理」として、とくに出火の防止と、人命の安全の確保をはかることとしています。

家庭においては、常に火災発生の危険が同居しています。暖房器具の普及により、電気・ガス・石油など、多くのものが利用されています。しかし、これは、一つ操作を誤ったり、適切な使用方法をしませんと、一大事になります。まず、家庭を中心に身のまわりの火の元を再認識しましょう。安全点検を行なうため、つぎの事項を重点に、家庭の防火診断を励行しましょう。ア、たばこの投げ捨てと寝たば

この防止
イ、暖房器具の安全点検
ウ、ガス器具などのガスもれ点検および点検・消火の確認
エ、消火用具の準備
これらが、火災の多く発生する季節です。一人ひとりが注意して未然防止につとめましょう。



ソフトは新城

バレエは小貫に

十一月三日、お父さんソフトボール、ママさんバレエボールが行なわれました。

- ソフトボール
一位 新城チーム
二位 津澄チーム
三位 小貫チーム
四位 バレーボール
- 一位 小貫チーム
二位 津澄Bチーム
三位 津澄Aチーム

ミニバスケット大会で

優秀チームに津澄小

12月中旬に決定戦

さる八月に、県立スポーツセンターにおいて、茨城県バスケットボール協会主催による、第2回茨城県ミニバスケットボール交歓大会が開催されました。二日間の試合の結果、男子の優秀チームとして、県下四校の中に津澄小チームが選考され、これら四チームにより、十二月上旬に茨城県代表決定戦が行なわれる予定です。活躍が期待されています。